

## 智頭町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
31年度	6,726	6,254,389	159,063	902,153	14.4	15.5

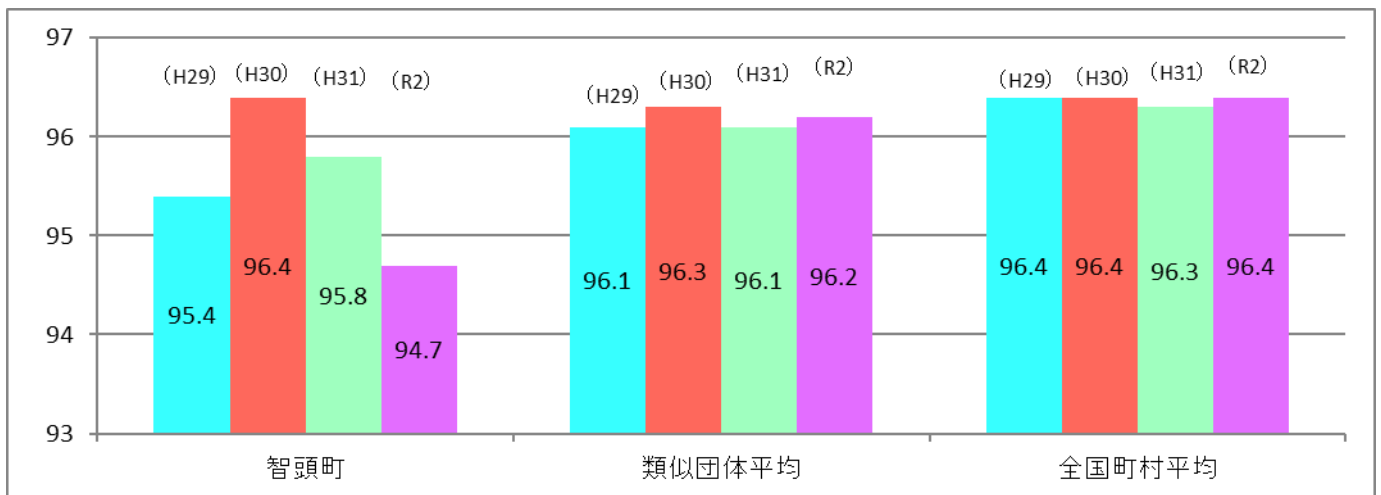
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
31年度	119	364,004	48,938	147,372	560,314

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
4,709	5,561

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、H31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和 2 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、  
 ② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、記載しておりません。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R1年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
R1年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日  
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引下げ。若年層については、改定なし。高齢層については、最高 4% 引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国ベース)	
	智頭町	39.2	歳	283,400	円	317,841	円	300,927
鳥取県	42.8	歳	324,055	円	413,722	円	366,268	円
国	43.2	歳	327,564	円	-		408,868	円
類似団体	41.3	歳	303,212	円	348,216	円	327,886	円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
智頭町	50.2	歳	8人	339,800円	346,000円	346,000円	-	-	-	-
うち学校給食員	46.8	歳	4人	314,600円	319,400円	319,400円	調理士	46.5歳	215,300円	1.48
うちその他	53.6	歳	4人	365,000円	371,000円	368,100円	調理士	46.5歳	215,300円	1.72
鳥取県	53.6	歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	-	-	-	-
国	50.9	歳	2,319人	287,283円	-円	328,862円	-	-	-	-
類似団体	50.6	歳	4人	284,390円	304,021円	295,783円	-	-	-	-

#### ③福祉職

区分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国ベース)	
	智頭町	34.8	歳	249,500	円	278,800	円	270,000
鳥取県	41.0	歳	319,842	円	413,472	円	355,326	円
国	43.4	歳	333,957	円	-		385,247	円
類似団体	37.6	歳	263,655	円	286,174	円	273,154	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R2年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (R2年4月1日現在)

区 分		智 頭 町	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	186,400 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	152,000 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	147,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—
福 祉 職	大 学 卒	182,200 円	—	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R2年4月1日現在)

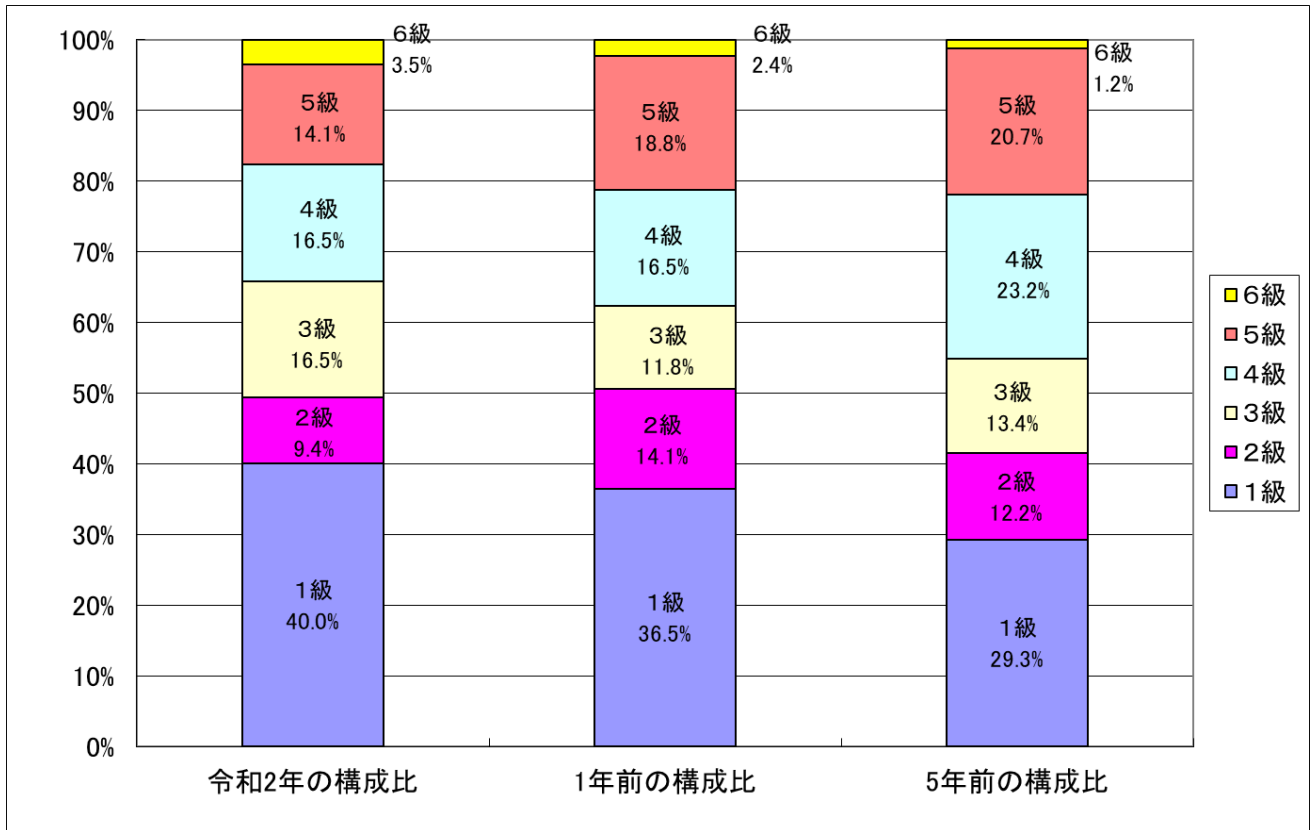
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	251,600 円	293,400 円	362,400 円	371,100 円
	高 校 卒	239,000 円	259,700 円	314,100 円	356,700 円
技能労務職	高 校 卒	242,900 円	253,600 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
福 祉 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (R2年4月1日現在)

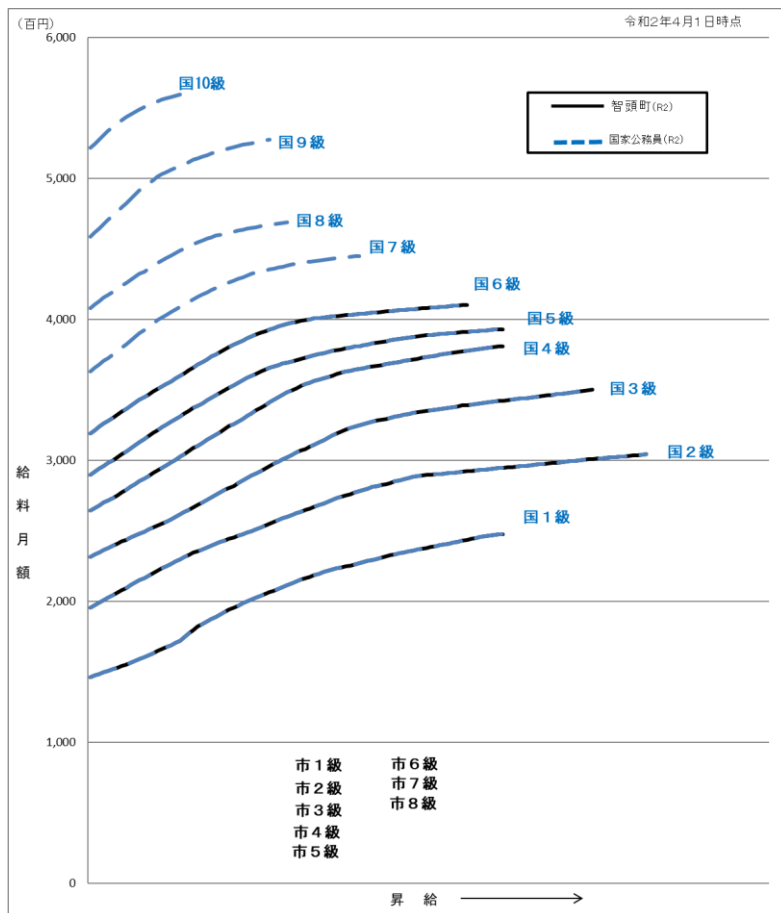
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士 保健師、栄養士、その他特定の業務を専門に行う職(以下「専門職」という。)	34 人	40 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主任、主任技師、 困難な業務を処理する保育士又は専門職	8 人	9.4 %	195,500 円	304,200 円
3 級	副主幹、係長、主任保育士 高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する専門職	14 人	16.5 %	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐、主幹、館長補佐、所長補佐、 園長補佐、総括保育士、所長、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する専門職	14 人	16.5 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長、参事、園長、副園長、館長、局長、 困難な業務を処理する所長	12 人	14.1 %	289,700 円	393,000 円
6 級	困難な業務を処理する課長、園長	3 人	3.5 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 智頭町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (R2 年 4 月 1 日現在)



### (3) 昇給への人事評価の活用状況（智頭町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

智 頭 町	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額（R1年度） 1,388 千円	1人当たり平均支給額（R1年度） 1,466 千円	—
(R1年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(R1年度支給割合) 期末手当 2.43月分 勤勉手当 1.62 月分 (1.310)月分 (0.84)月分	(R1年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～10% 管理職加算：15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（智頭町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

智 頭 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置：定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		17,478千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、R1年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（R2年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R2年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当（R2年4月1日現在）

支給実績（R1年度決算）		48千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）		960円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R1年度）		3.6%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R1年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務職員	徴税の徴収	3千円	日額500円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	福祉課職員	感染症防疫作業	0千円	日額700円
死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当	従事した職員	死体取扱作業	0千円	1件2,000～3,000円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当	従事した職員	除雪作業	2千円	1時間300円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	従事した職員	用地取得折衝業務	0千円	日額500円
税外収入等徴収業務に従事する職員の特殊勤務手当	従事した職員	税外債権の徴収	0千円	日額500円
犬捕獲作業従事職員の特殊勤務手当	従事した職員	犬捕獲作業	0千円	1件300円
犬、猫等死がい処理作業従事職員の特殊勤務手当	従事した職員	犬、猫等の死がい処理作業	0千円	1件300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R1年度決算）	21,083 千円
職員1人当たりの平均支給年額 （R1年度決算）	187 千円
支給実績（H30年度決算）	29,487 千円
職員1人当たりの平均支給年額 （H30年度決算）	267 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（R2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （R1年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R1年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円 子1人につき10,000円 ※満16～22歳までは5,000円加算 他1人につき6,500円	同	—	11,179 千円	254,063 円
住居手当	月額16,000円以上を支払っている職員に対して支給 最高額27,000円	同	—	5,845 千円	233,836 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給 自動車等利用者は、片道2km以上である時通勤距離に応じ月額2,000円から31,600円までの範囲で支給	同	—	11,804 千円	121,686 円
管理職手当	50,000円 40,000円 30,000円	異	支給額	8,760 千円	438,000 円



## 5 特別職の報酬等の状況（R2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	800,000 円 (800,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 396,000 円	
	副 町 長	632,000 円 (632,000 円)	653,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	330,000 円 (330,000 円)	432,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	246,000 円 (246,000 円)	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	229,000 円 (229,000 円)	301,000 円 / 150,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(H31年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(H31年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 800千円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 16,000,000円	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	632千円×在職年数×280/100	7,078,400円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

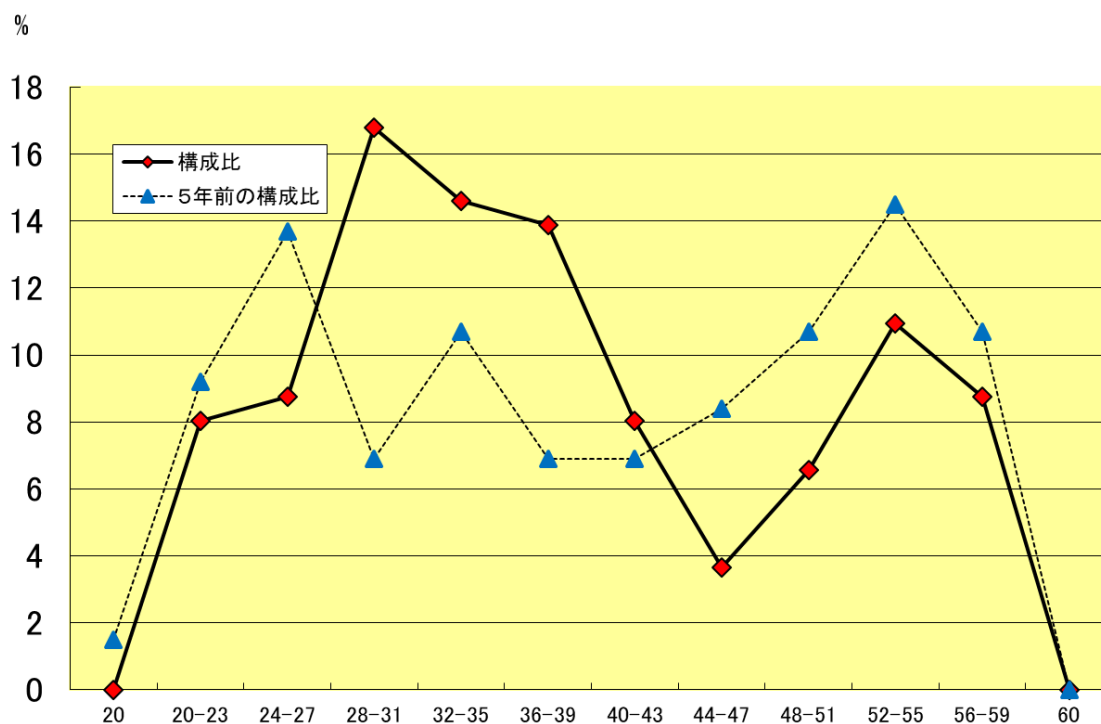
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	令和2年		
普通会計部門	福祉関係を除く一般行政	議 会	3	3	0	
		総務・企画	24	27	3	
		税 務	6	6	0	
		農林水産	17	17	0	
		商 工	1	1	0	
		土 木	6	6	0	
		小 計	57	60	3	
	福祉関係	民 生	42	43	1	
		衛 生	6	5	▲1	
		小 計	48	48	0	
		一般行政計	105	108	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.84人)
		教 育	15	16	1	
		普通会計計	120	124	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 180.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 131.09人)
公営企業等会計部門	水道	1	1	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	106	103	▲3	看護師等の増	
	公営企業等会計	111	108	▲3		
	合 計	小 231 計 [303]	232 [303]	1 [303]	<参考> 人口1万人当たり職員数 338.38人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	12人	23人	20人	19人	11人	5人	9人	15人	12人	0人	137人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	101	104	105	105	105	108	7(6.93%)
教育	16	16	15	15	15	16	0(0%)
普通会計計	117	120	120	120	120	124	7(5.65%)
公営企業等会計計	112	111	104	108	111	108	▲4(▲3.57%)
総合計	229	231	224	228	231	232	3(1.31%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。